



# 三重県公報

令和5年12月11日(月)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
764	家畜伝染病予防法の規定による消毒の実施	(家畜防疫対策課)	1

## 告 示

### 三重県告示第764号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条ただし書の規定により告示します。

令和5年12月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 実施の目的  
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 実施する区域  
三重県全域
  - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養羽数が100羽以上の家きん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場
- 3 実施の期日  
令和5年12月14日から令和6年5月31日まで
- 4 消毒方法  
消石灰の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部)散布

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---